

# 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

## 役員報酬・退職金規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の役員の報酬及び退職金について定める。

### (役員の種類)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬)

第3条 常勤理事の報酬は月額1,000,000円を上限とし、理事会で定める。

2 非常勤理事及び監事に対しては、報酬として以下の金額を支払うことができる。

- (1) 理事会の出席1回につき手取額20,000円
- (2) 各事業年度における監事監査の実施1回につき手取額20,000円
- (3) 前2号以外に法人の職務執行を行った場合、1日につき手取額15,000円

### (報酬の支給方法)

第4条 常勤理事の報酬の支給方法は、給与規程第10条に規定する支給方法による。

2 非常勤理事及び監事の報酬は、職務執行の都度、遅滞なく通貨又は振込により支払うものとする。

### (就退任に伴う報酬の計算)

第5条 常勤理事が年度途中において就任又は退任した場合、報酬は日割りにより計算する。

### (退職金)

第6条 役員は退職金を支給しない。

### (改正及び廃止)

第7条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、総会の同意を得て行う。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この規程は、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会の移行登記日より施行する。

### 附則

この規程の一部改正は、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会（以下、「社養協」という。）、

一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟（以下、「学校連盟」という。）、一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会（以下、「精養協」という。）の合併の日から施行する。

（給与規程抜粋）

（支給方法）

第10条 俸給は月額とし、毎月20日（20日が休日に当たるときはその前日）直接本人に通貨で支給する。但し、労使の協定に基づき職員から申出があった場合は口座振込をすることができる。

2 労働基準法第23条（本人の死亡又は退職）及び同法第25条（非常時払）に該当する場合は、前項に定める日以外の日に支給する。